

巻 頭 言

—情報学研究の多様性(法的三段論法の訓練における情報処理の手法の応用)—

情報学研究所所長
山田 恒久

(1) はじめに

情報学は様々な情報の管理、処理、蓄積、及び、その統合などを目的とする学問領域といわれている。そのため、自然科学のみならず人文科学や社会科学などの領域に属する情報をも対象とする研究が成り立つ。今号も、本学の情報学研究の層の厚さを反映して、6編の論稿を掲載することができた。こうした多様な研究対象には、もちろん、法学の諸問題も含まれる。例えば、法令や判例などの法学に関する情報を検索または整理するために資する効率の良い方法の研究、及び、分析が、いわゆる「法情報学」と呼ばれる領域として既に存在する。さらに進んで、例えば法学の教育のための手法に関しても、情報処理の基本的な発想を用いることが有用な場合がある。すなわち、情報学の一分野である情報処理学の分析手法に関する研究を、法と情報学の一つの研究領域とすることもできると思われる。

このような視点から、かつて、本誌の巻頭言において、「法体系の理解における情報処理の手法の応用」という拙文を示したことがある⁽¹⁾。同様の手法で、法学教育に不可欠の要素の一つである「法的三段論法⁽²⁾」の訓練に関する端緒を見いだすことができるように思われる。

(2) 法規範の基本構造と法的三段論法

これまでにも折に触れて記述してきたとおり⁽³⁾、全ての法規範は基本的には「条件」と「結果」の組み合わせで表現されており、「条件」はさらに、この「条件」を成立させるための数個の要素によって構成されている。したがって、[数個の要素]の存在→[条件]の成立→[結果]の発生という図式が成り立つ。法律学では、これら[数個の要素]を、特に「要件事実」、また、[条件]を「法律要件」、さらに、[結果]を「法律効果」と呼称する(図1参照)。こうした全ての法規範に共通の基本構造を前提にすると、法規範の適用においては、その適用すべき規範に定められている「要件事実」が存在しているならば、「法律要件」が成立することが認められ、その結果として「法律効果」が発生すると

いうことになる。

そうして、法規範の適用によって導き出された結果の妥当性の検証は、ある特定の規範の存在(すなわち[条件]⇒[結果]の組合せ)を提示し、そこに定められている条件の成立(実際には、これを構成する数個の要素の存在)を確認することで、結論が自動的に導かれると論じる方法でなされることになる。こうした論証の過程を、法律学上の呼称で表現すれば、「要件事実の存在」⇒「法律要件の成立」⇒「法律効果の発生」というものになる。この論証の過程が法的三段論法である。

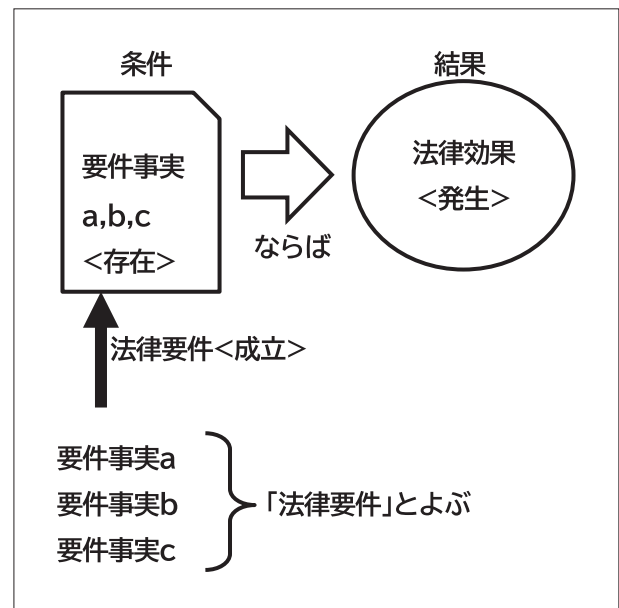


図1 法規範の基本構造

(3) 法的三段論法の訓練の諸相

法的三段論法は、法の適用結果の妥当性を論証するものである。また、その段階は、「規範の提示」(大前提—第一段階)、事実の確定(小前提—第二段階)、規範の適用結果(結論—第三段階)の三段階となる。そして、適用されるべき事実にとって、当該規範が必要十分なものであり、また、導かれるべき結果にとっても、当該規範が必要十分であるときにのみその論証は成功する。したがって、三段論法の大前提として提示される規範は、適用されるべき

所与の具体的事実と、導かれる結果とのいずれに対しても、最も適合した内容となっていなければならないことになる。

とはいえ、法規範が記述されている筈の法典中の条文は、法典という存在自体の特質として汎用性が求められている。そのため、必ずしも個々の具体的事情に適合するような文言にはなっていないのが通例である。こうしたことから、法典の条文から得られる規範は、いわば一般的であり（ここではこの規範を、「一般的抽象的規範」と呼称する。）、個々の事例の適用に即座に適用内容を有するものとはいえないことになる。したがって、この一般的抽象的規範を、適用されるべき所与の具体的事実と、導かれる結果とのいずれに対しても、最適の内容を有する規範（ここではこの規範を、「個別的具体的規範」と呼称する。）へと変形して提示することにより、ようやく法的三段論法の第一段階である「規範の提示」が達成されたことになる。こうしたことから、法律の条文から直接得られる規範である「一般的抽象的規範」を、法的三段論法になじむ「個別的具体的規範」へと変形する作業の訓練が必要であるということになる。

このことを前提に、訓練の諸相は、

- ① 要件事実が適用したい具体的事実と合致するように、規範の文言を変形する作業
- ② 法律効果が導きたい結論と合致するように、規範の文言を変形する作業
- ③ 要件事実が適用したい具体的事実と合致し、法律効果が導きたい結論と合致するように、要件事実、及び、法律効果のいずれについても規範の文言を変形する作業

の三つの作業に分別できる。

ところで、「一般的抽象的規範」が定められている法典の条文の汎用性は、イ. そこに定められている条件の網羅性、及び、ロ. そこに用いられている文言自体の包括性によって実現されている。そのため、個々の事象に最適な規範である「個別的具体的規範」を得るためには、イ. の網羅性に対しては、規範の剪定作業が必要となる。他方、ロ. の包括性に対しては、文言の意義の特定作業（こうした作業は、一般には「法の解釈」と呼ばれる）が必要となる。その結果、訓練の諸相は、イー①～③、及び、ロー①～③に分別されることになる。本稿では、法解釈という複雑な規範変形の操作を伴うロ. については、紙数の関係から割愛し、イ. に関してのみ扱うこととする。

なお、あえて付言すれば、本稿で論じるように規範を事実や結論に合わせて変形するのではなく、事実や結論を規範に合わせて変形するという方法も可能であるようにも考えられる。しかし、事実や結論

を変形させるというこの方法では、既に確定している筈の事実と、導きたい結論とを、不変の規範に適合するように、可変なものとして扱うことを必要とする。このことは、既に確定的に得られている事実と、確定的に導かれている筈の結論を前提として、その間を辿る論理が正当であることを論証する（又は、結論を導き出した後に、その論理を検証する）という法的三段論法の基本的性質に反することを意味し、妥当とは思われない。こうしたことから、法的三段論法において許されるのは、事実や結論を規範に適合させるために変形する方法ではなく、規範を事実や結論に適合するように変形する方法、すなわち、一般的抽象的規範から個別的具体的規範への変形であると考えられる。

(4) 各諸相の具体例

①の具体例

民法 96 条 1 項には、「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる」と定められている。この条文は、「ある法律行為が⁽⁴⁾、○に基づくものであるならば、これを取り消すことができる」という規範の○の部分複数提示することで、1 個の条文から得られる一般的抽象的規範が、複数の規範を網羅的に表現していると理解することができる（図 2 参照）。そして、例えば、高名な画家の贋作を、真作と騙されて買い取った者が、詐欺を理由に売買契約を取消すような場合には、この一般的抽象的規範のうちの、「法律行為が詐欺に基づくものであるならば、これを取り消すことができる」という規範のみが、必要十分なもの、すなわち、個別的具体的規範である（図 2 の太線矢印）と考えられる。そのため、一般的抽象的規範として並立していた 2 本の

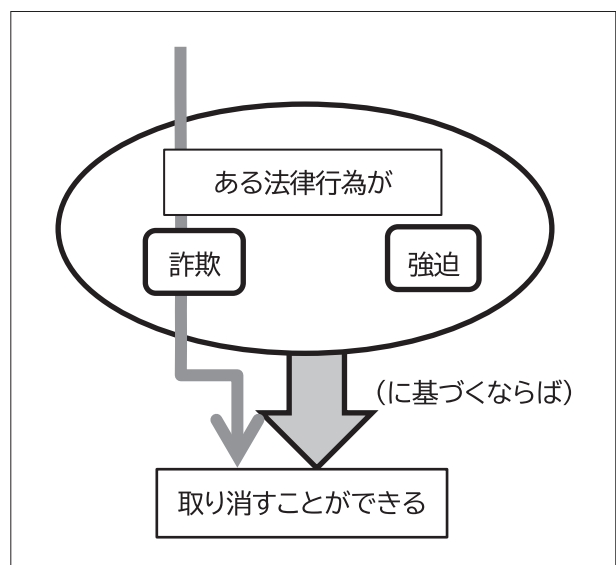


図 2 民法 96 条 1 項の規範構造

規範のうちの1本を剪定し、切除して、この場合に妥当する個別的具体的規範のみを生成する作業が行われることになる。

②の具体例

民法198条には、「占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止、及び、損害の賠償を請求することができる」と定められている。この条文は、「占有者がその占有を妨害されたときは、その妨害に対する妨害排除請求権、及び、損害賠償請求権が発生する」という旨の一般的抽象的規範（要件事実、相手方の占有という事実一つ、法律効果は妨害排除請求権の発生、及び、損害賠償請求権の発生という二つの効果）を定めたもの（図3参照）と理解されている⁽⁵⁾。そして、例えば、隣接地からの土砂崩れで、自己が占有する庭の一部に堆積している土砂を取り除くことを相手方に求める場合に妥当する個別的具体的規範は、「占有者がその占有を妨害されたときは、その妨害に対する妨害排除請求権が発生する」（図3の太線矢印）となり、要件事実について剪定作業がなされた①の場合と同様に、法律効果についての剪定作業がなされることになる。

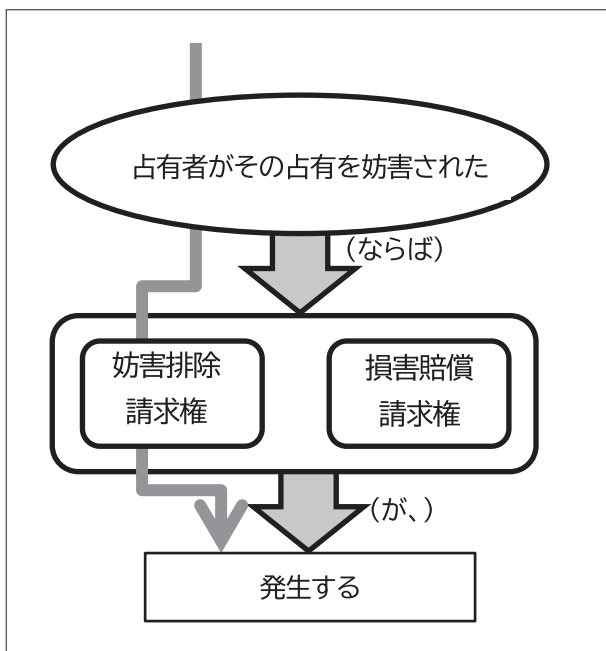


図3 民法198条の概念図

③の具体例

民法120条2項には、「錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、その意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる」と定められている。この規定は、図4のように「ある法律行為⁽⁶⁾」が錯誤、詐欺、又は、強迫に基づくものであるならば、その意

思表示をした者、その代理人又はその承継人はこれを取り消すことができる」（要件事実が3つ、法律効果が3つ）旨の一般的抽象的規範と理解されている⁽⁷⁾。そして、例えば、人工ダイヤモンドを、天然ダイヤモンドと騙されて買い取った者の代理人が、詐欺を理由にこの売買契約を取消すような場合には、9通り（3〔要件事実〕×3〔法律効果〕）の意味を有する一般的抽象的規範から、他の規範が剪定されて、「ある法律行為が詐欺に基づくものであるならば、その意思表示をした者の代理人はこれを取り消すことができる」という、個別的具体的規範（図4の太線矢印）のみが生成される。

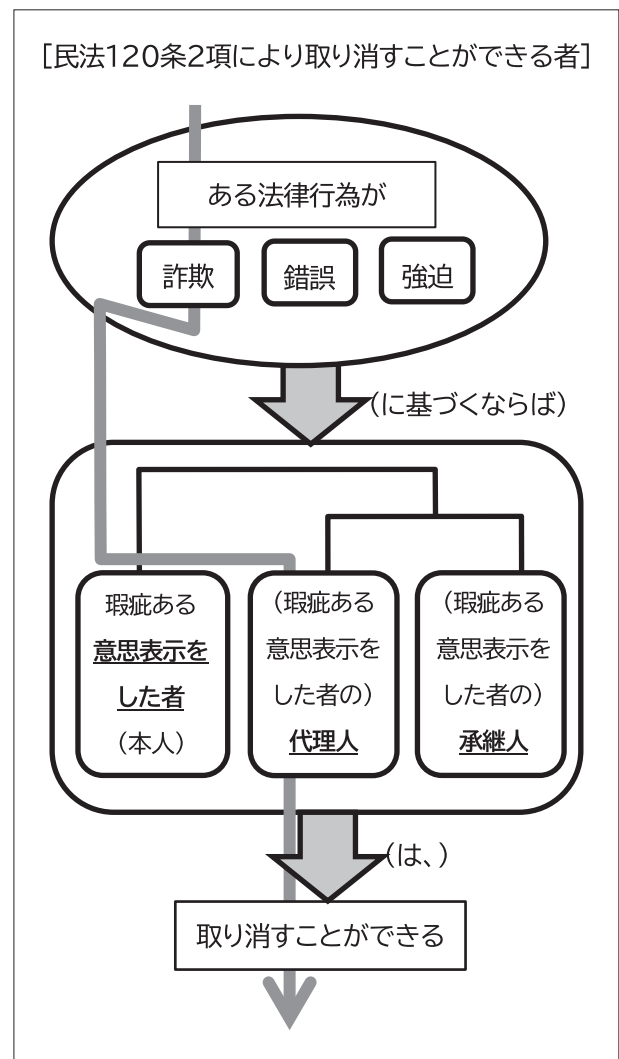


図4 瑕疵ある意思表示の取消権者

(5) 訓練の実際

1. 第一段階

訓練の第一段階は、条文から一般的抽象的規範を抽出するというものである。具体的には、何が条件で、何が結論か（要件事実・法律要件と法律効果）の読取り作業の訓練である。この構造把握の訓練の

結果として得られた、一般的抽象的規範の構造の表現には、フローチャートがなじむ。もともと規範の構造は、条件⇒結果という図式で表現される。そして、特定の事実を規範を適用して処理するということは、手順（いわゆるプロシージャ）に過ぎない。情報処理のプロシージャを表現するフローチャートが、法規範の構造の表現になじむのは、当然の帰結である。その意味で、情報処理の基礎知識、素養と、法学の基礎訓練との間には親和性があると思われる。

2. 第二段階

第二段階の訓練は、適用したい具体的事実、及び、導きたい結論の正確な把握を前提に、一般的抽象的規範において選択肢として表現されている複数の規範のなかから、適切なもの（当該事実と結論に最適な個別的具体的規範）を選択するというものになる。なお、あえて付言すれば、この作業の最終目的である法的三段論法の完成は、あくまでも既に到達している結論の正当性を論証することである。したがって、結論を新たに導くためのものではない。換言すれば、適用すべき事実、及び、導きたい結論に適合する個別的具体的規範は、既に一般的抽象的規範のうちに選択肢の一つとして現れている。したがって、作業は、この選択肢の一つを選択するもの以外にはありえない。そうして、このような訓練は、できあがったフローチャートのうちの一定のルートを通る作業であり、あたかもプログラムのウォッチやデバグの作業に類似する。その意味で、この訓練の段階にも情報処理の基礎知識、素養との間の親和性を認めることができる。

3. 訓練の具体例

民事訴訟法4条4項⁽⁸⁾の条文から抽出される一般的抽象的規範は、「ある者が法人、又は、その他の社団又は財団ならば、その普通裁判籍は、その主たる事務所、その主たる営業所、又は、その主たる業務担当者の住所により定まる。」というように、2種類の主語〔法人／その他の社団・財団〕と3種類の述語〔主たる事務所／主たる営業所／主たる業務担当者の住所（により定まる）〕から成る構造になっている。そして、この条文では法人の種類が明示されていないが、しかし、実際には「主たる事務所」を有するのは非営利法人であり、「主たる営業所」を有するのは「営利法人」である⁽⁹⁾。したがって、法人を営利法人と非営利法人に分解して一般的抽象的規範を定立すると図5のように表現することができる。

例えば、営利法人の普通裁判籍について問われている場合の個別的具体的規範は、〔A〕⇒〔P〕⇒〔X〕⇒〔Q〕を辿るものとなる（図6参照）。具体的には、「（営利）法人の普通裁判籍は、その主たる

営業所により定まる。」という個別的具体的規範が生成されることになる。

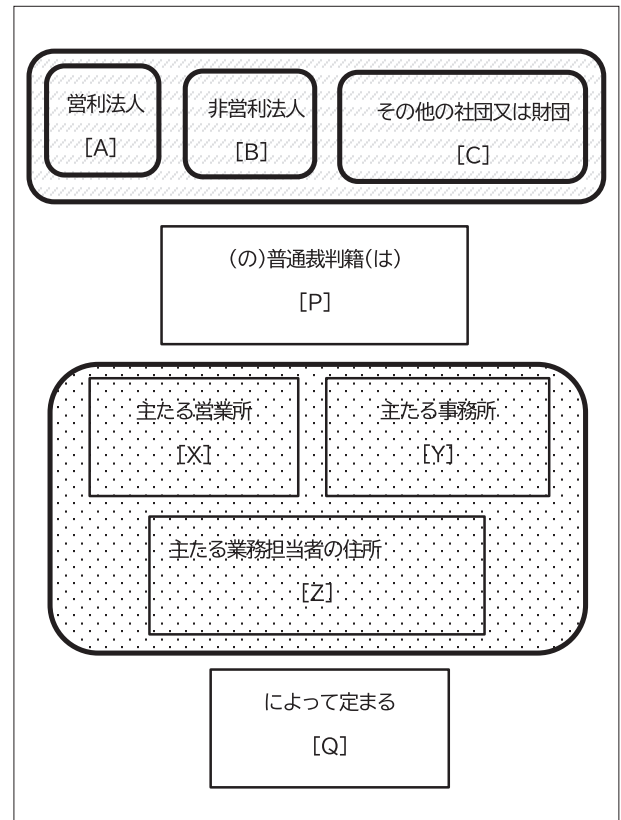


図5 民事訴訟法4条4項の構造

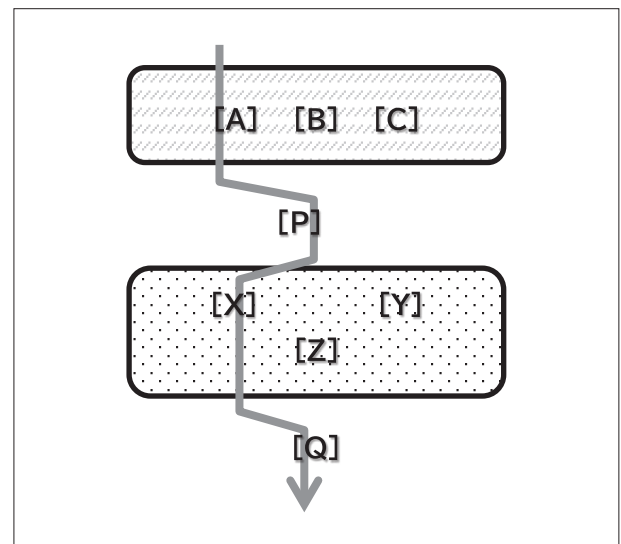


図6 営利法人の裁判籍の個別的具体的規範

(6) おわりに

本稿では、法的三段論法の訓練方法を考察することで、法学上の基礎訓練と、情報学の一分野である情報処理の技術との親和性を確認した。法学と情報学との接合は未開拓の領域である。しかし、本稿で示したように、法学上の基礎訓練が情報処理の技術

によって発展する可能性を持つことは明らかであるように思われる。今後も、同様の手法で、法学と情報学との接合についての研究をさらに進めたい。

参考文献

- (1) 山田恒久、“巻頭言—情報学研究の多様性（法体系の理解における情報処理の手法の応用）—”、獨協大学情報学研究、vol.5、pp.1-4（2016.3）参照。
- (2) 本稿にいう「法的三段論法」とは、単に、「規範（大前提）」⇒「事実（小前提）」⇒「結論」という論理の過程を記述する方法をのみを呼称するものとする。ここで特に強調しておきたいのは、法的三段論法は、論理過程の記述方法であって、思考の過程そのものではないということである。なお、所与の問題を法的に解決するために辿られる思考の過程は、三段論法にならないことについては、別稿〔山田恒久、“巻頭言—情報学研究の多様性（法の適用のアルゴリズムと法的三段論法）—”、Informatics、vol.13、1pp～6（2020.9）〕において示したので、ここでは詳述しない。
- (3) 例えば、山田恒久、“巻頭言—情報学研究の多様性（法体系の理解における情報処理の手法の応用）—”、獨協大学情報学研究、vol.6、pp.1-4（2017.3）。
- (4) 条文の文言は、「意思表示」であるにも拘わらず、取消しの対象を「法律行為」とすることには、疑問が残る。しかし、このように解するのが通説のため、本稿ではこの表現を用いた。
- (5) 「妨害の停止」を、「妨害排除」と変形すること、及び、「訴えによって請求できる〈手続法上の訴権〉」を、「請求権が発生する〈実体法上の請求権〉」と読み替えていることなどの点で検討すべき事項が多いが、本稿の焦点からはずれるため、ここでは詳述しない。
- (6) 条文の文言の、「意思表示」を「法律行為」とする点は、民法96条（前掲注④）と同様。
- (7) 選択を意味する文言としては、「又は」が用いられる。但し、選択に階層がある場合には、「又は」に加えて「若しくは」が用いられる。なお、詳細については、山田恒久、“巻頭言—情報学研究の多様性（法文の基礎知識とプログラム）—”、Informatics、vol.12、1pp～5（2019.9）参照。
- (8) 正しくは、同項には、「法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。」と定められている。
- (9) その詳細については、紙数の関係から、本稿では詳述しない。